



7/20(木)に経営革新セミナーを開催します

令和5年7月20日(木)に茅野市民館2F コンサートホールにて経営革新セミナーを開催します。第1部では「元税務署長が語る税務に関するよもやま話」と題し、査察部・税務署長を歴任された講師の方に税務調査や税金に関する話をさせていただきます。第2部では「令和5年度 相続税・贈与税の税制改正」として令和6年より大きく変わる暦年課税や相続時精算課税など相続税や贈与税を中心にお話しさせていただきます。第3部では人事関係や労務に関する押さえていただきたい注目ニュースについて解説させていただきます。

皆様にとって有益な情報をご提供できればと考えております。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

- 日時：2023年7月20日(木) 15:00~17:30
- 会場：茅野市民館2F コンサートホール
- 内容：第1部「元税務署長が語る税務に関するよもやま話」
第2部「令和5年度 相続税・贈与税の税制改正」
第3部「人事・労務の注目NEWS」



間もなく開始！インボイス制度

消費税のインボイス制度が開始される令和5年10月1日まであと3ヶ月弱となりました。改めて自社の対応状況を確認し、早めに準備を進めるようにしてください。

<売手としての準備>

- 適格請求書発行事業者の登録申請
 - ・登録が10月1日までに済んでいないとインボイスの発行が出来ません。
- 自社発行請求書の書式・記載事項の変更
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - ・売上先から「仕入明細書」等を受領している場合、改めて売上先へ適格請求書の交付は不要です。
- 会計システム・販売管理システム等の対応
- 自社の消費税計算方法がインボイス対応となっているか確認
 - ・消費税額に1円未満の端数について、端数処理のルールがあります。
- 軽減措置(2割特例)や簡易課税の選択の検討

<買手としての準備>

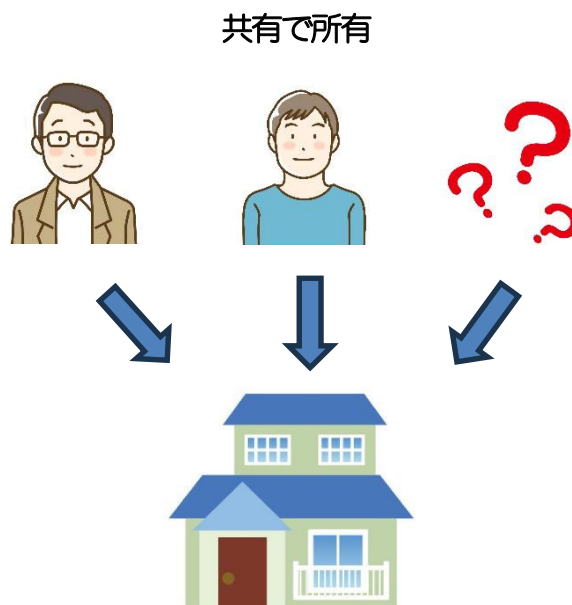
- 取引先のインボイス番号の確認
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認してください。
- インボイス番号を取得しない取引先への対応
 - ・必要に応じて価格の見直し等の検討を行うようにしてください。
 - ・免税事業者からの仕入に係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 社内関係者への周知
 - ・一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が必要です。
 - ・3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります。
 - ・インボイスに誤りがあったら修正し再交付してもらってください。買手が直すことができません。

— 民法改正「共有制度の見直し」 —

不動産は、共同での購入や、所有者から複数の相続人への相続によって、共有状態となることが珍しくありません。共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

また、所有者不明土地問題をきっかけに共有物一般についてのルールが現代に合っていないことが明らかになりました。

そこで共有物の利用や共有関係の解消をしやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直しが行われています。



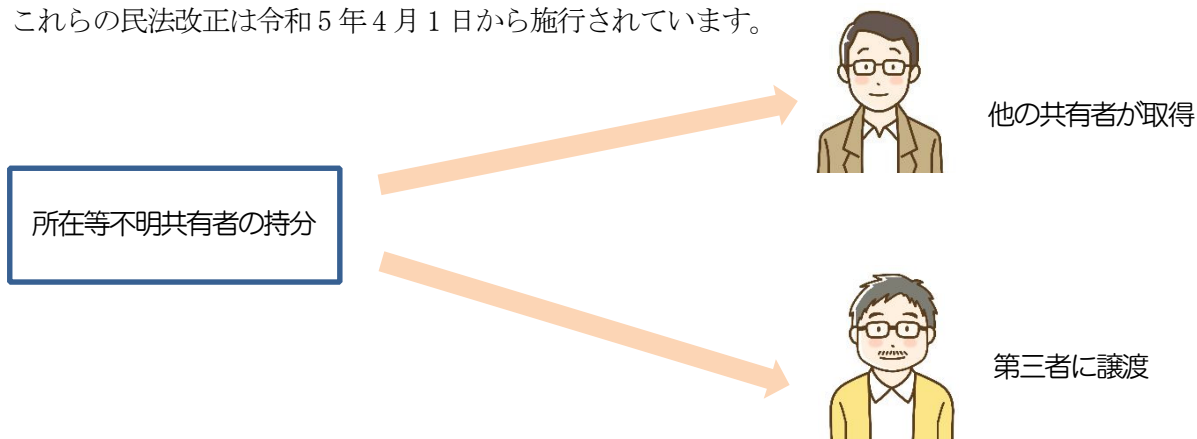
共有物を利用しやすくするための見直し

民法改正により、共有不動産について、他の共有者が所在等不明共有者の持分の取得または第三者への譲渡を裁判所に請求することができるとされました。

所在等不明共有者の持分を共有者が取得するだけでなく、直ちに売却する場合に全持分を直接買主に譲渡することも可能です。ただし、持分取得は、裁判の申立人の共有者のみが取得することとなるため、取得を希望する共有者が複数いれば、申立人も複数となり、各申立人がその持分割合に応じて、所在等不明共有者の持分を按分します。

なお、相続財産の不動産のうち、遺産分割等が未了で相続人の中に所在等不明共有者がいる場合は、相続開始時から10年経過後に限り、持分取得等を裁判所に請求して、所在等不明相続人との共有関係を解消できることが定められました。

これらの民法改正は令和5年4月1日から施行されています。



請求のための裁判手続きには供託金が必要

上記の請求をするための裁判手続きでは、所在等不明共有者の持分の時価相当額の金銭を、供託金として供託所に納付し、その証明書を裁判所に提出する必要があります。

この納付した供託金は、所在等不明共有者による時価相当額請求の際に用いられることとなりますが、所在等不明共有者が現れないまま供託金還付請求権の時効を迎えた際は、国庫に帰属されます。供託金を納付者が取り戻すことはできませんのでご注意ください。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 住民税とは？

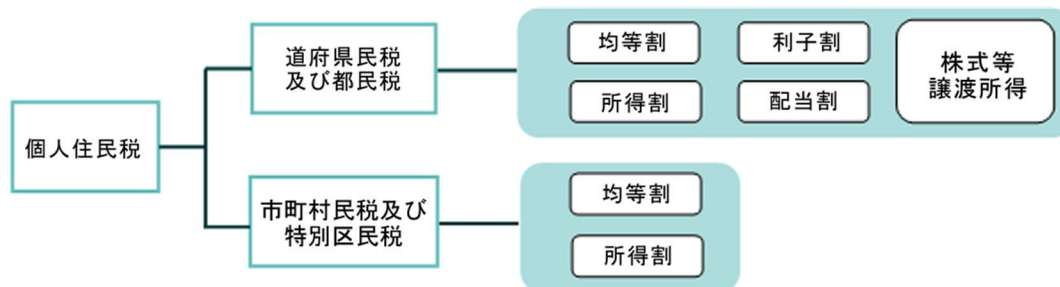
1. 住民税とは？

住民税とは、市町村民税・道府県民税の総称で、個人の場合、1月1日時点の住所地に納付する税金です。（東京都の場合、市町村民税は23区では特別区民税となり、道府県民税は都民税となっています。）



2. 住民税の区分

住民税には、個人に課す「個人住民税」と法人に課す「法人住民税」があります。また、個人住民税には、所得金額に応じて課税される「所得割」と定額で課税される「均等割」があります。所得割は、所得がなければ課税されませんが、均等割は、所得がなくても一定の金額が課税されます。さらに、上記の他に利息の支払いを受けた場合に課税される「利子割」、配当の支払いを受けた場合に課税される「配当割」、株式などの譲渡所得に課税される「株式等譲渡所得割」があります。



Q ふるさと納税とは？

1. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。手続きをすると、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。多くの自治体では地域の名産品などのお礼の品も用意されており、寄附金の「使い道」が指定でき、お礼の品もいただける魅力的な仕組みです。

2. ふるさと納税創設の背景

住民税は、住所地の自治体に寄附するため、地方で育ち、都市部で就職した人などは、成長するまで地方で行政サービスを受け、住民税は、都市部で納めることになり、地方の自治体には、行政サービスの費用としての税収が入りません。この状態を少しでも解消しようと「ふるさと納税」の制度が設けられました。

3. ふるさと納税の基本的なしくみ



(橋本健治)

令和5年分 路線価

全国平均で前年比 1.5%上昇

路線価は主な道路に面した土地の1㎡あたりの評価額を国税庁が1月1日の時点で算定したもので、相続税や贈与税を計算する基準となります。

令和5年分の路線価の全国平均は前年を1.5%上回り、2年連続で上昇しました。新型コロナの影響が和らぎ、都市部や観光地の上昇が目立ちました。最高額は東京・銀座5丁目の銀座中央通りの1㎡当たり4,272万円でした。38年連続で日本一となり、前年に比べ1.1%上昇となりました。



県内路線価

路線価 所在地	茅野市 市役所前	諏訪市 上諏訪駅前 国道	岡谷市 岡谷駅前
ピーク時	93年 H5 ¥215,000	92年 H4 ¥390,000	94年 H6 ¥175,000
22年 R04	¥42,000	¥58,000	¥41,000
23年 R05	¥41,000	¥58,000	¥40,000
対前年増減率	▲2.4%	0.0%	▲2.4%
対ピーク時増減率	▲80.9%	▲85.1%	▲77.1%

令和5年分の路線価の長野県内平均は前年から横ばいで、27年連続の下落が下げ止まりました。

県内の最高額は長野市南長野の長野駅前通りの1㎡当たり280,000円で、前年同額となりました。一方、富裕層や外国人の需要の高まりから、白馬村の村道和田野線が前年比16.7%上昇し、全国で3番目の上昇率となっています。

諏訪圏域の最高額はJR上諏訪駅前国道20号沿いで、1㎡当たり58,000円で前年同額となり、7年連続の横ばいとなりました。茅野市役所前、岡谷駅前付近はいずれも下落となりました。

(北原隆幸)

職員コラム

～夏至～

澤野美雪

先日、夏至を迎え、もうじき本格的な夏を迎える時期になりました。少し前までは暗かった時間も明るくなり、少しずつ日が長くなってきたなど思っていたら、もう1年で1番、昼の時間が長い日が過ぎてしまいました。

夏至とは、日本や中国で採用されている太陰太陽暦における二十四節気の一つ。通常日本では、季節を春・夏・秋・冬の4つの季節に分けて考えるのが一般的ですが、二十四節気は、1年をさらに細かく24の季節に分けたものを言います。また、「夏至」は期間としての意味もあり、『夏至(6月21日頃)から次の節気である小暑(7月7日頃)の前日まで』のことを言うそうです。

夏至には全国的な風習がありません。というのも、諸説ありますが、田植えの時期という理由などから、この時期独特のしきたりが発生することが難しかったと言われていました。しかし、関東地方や一部の近畿地方では、夏至ごろに収穫された小麦を使った「小麦餅」を食べたり、お供えをしたりする習慣があります。また、関西地方では、豊作を祈って、半夏生にタコを食べる習慣があります。作物がタコの足のように、大地にしっかり根を張るようにとの願いが込められているようです。

